

令和7年度
第5回 福島地方最低賃金審議会
福島県最低賃金専門部会
議事録

日 時：令和7年8月21日(木)

10:00～12:05

場所：第二地方合同庁舎1階会議室

出席者：(公)熊沢、元井、森谷

(労)塩澤、高橋、田崎

(使)安達、金子、佐藤

1 開会

(部会長) 定刻より若干早いのですが、皆さんお揃いですので、これより令和7年度第5回福島県最低賃金専門部会を開会します。

2 定足数の確認

(部会長) 事務局より定足数の確認をお願いします。

(補佐) 本日は、委員全員が出席されておりますので、最低賃金審議会令第6条第6項の規定により、本専門部会が有効に成立しておりますことを御報告いたします。

(部会長) それでは、前回の専門部会で労使から御要望がございましたが、冒頭、福島県の最低賃金をとりまく経済状況等について、事務局から説明していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

《 異議なし 》

(部会長) それでは、事務局は説明をお願いします。

(基準部長) 労働基準部長の綿貫でございます。福島県の経済状況につきまして私の方から御説明を差し上げたいと思っております。

資料につきましては、皆様のお手元にございます、福島県の経済状況という資料でございます。加えて、参考資料1、これは2024年を基準とした消費者物価指数の作成関係資料、参考資料2としまして、中賃の目

安が決まった際の目安の在り方に関する全員協議会報告、これはすでに令和5年度のときにお配りしているかと思いますが、参考までにお渡しするものでございます。併せて皆様のお手元に、前回、御要望のございました、令和7年度の答申の状況をお渡しするものでございます。答申の状況は最後に御説明させていただきたく、まず、経済状況から御説明させていただきたいと思います。

1ページをお開きいただきまして、皆様御承知おきのとおり、「経済財政運営と改革の基本方針2025」いわゆる閣議決定されたものでございまして、いわゆる骨太の方針と言われているものでございます。ここに、最低賃金に関するものが明確に書かれておりまして、特に赤字で書かれております、最低賃金については「法定3要素のデータに基づき、中央最低賃金審議会において議論いただく」というところが一番重要になるかと思っております。これは地域別最低賃金を決めていただくこの場でも同様だと思っております。そのために、今回資料を準備させていただいたということもございます。

次に2ページ目でございます。「福島県の地域別最低賃金額の推移」ということで記載をさせていただいております。昭和18年から31番目くらいを推移していたものが、令和5年に32位になり、昨年度でございますが、皆様の御協力いただきましてプラス5円として55円引上げをしていただいた現状がございます。大変感謝申し上げておりますが、他の下位のグループの最低賃金がかなり上がったということもございまして、全体といたしまして、全国で見ると36番目に順位を位置付けられているという現状がございます。

3ページを見ていただきますと、「過去5年間の都道府県地域別最低賃金の推移」ということでございまして、先ほど申し上げたような推移が、全国ベースで分かるものの資料とさせていただいております。これを見ていただくと分かるとおり、まず、令和5年度のときに島根の上に福島県がいたのですが、島根にひとつ抜かれ、それから令和6年度に徳島という県の事情もございますが、鳥取、佐賀、愛媛に最低賃金の額として抜かれ、今現在の位置にあるという現状がございます。ちなみに、東北6県で

見ると、宮城県は我々より上となっておりますが、その下、山形、青森、岩手、秋田は我々よりも下位にいるという現状がございます。ただ、気を付けておかなければいけないのは、3要素で決めていくということでございますので、3要素を勘案しながらしっかりと最低賃金引上げというものを考えていかなければならぬと思っているところでございます。

そういう中で、4ページでございますが、「福島県の経済的地位」を見ていただきたいと思います。この表は県内総生産の順位を示しているものでございます。令和2年は20番手、令和3年は21番手ということで、大体20番目くらいのところで県内総生産は位置しているのですが、これを人口で割ると15番目くらいになり、福島県は一人当たりの県内総生産ということになると令和2年で15番手、令和3年で16番手となります。これは、福島県というのは御承知おきのとおり製造業の県でございますので、それを考えると一人当たりの生産性は他県に比べると高い地位にあるのではないかということが、これで見て取れるかと思います。

5ページ目でございます。最低賃金の3要素の観点から、経済的な地位を見る必要があると思っており、このような数字を出させていただきました。先ほどの令和5年のときの目安小委員会、目安の全員協議会のところでも全体的な経済的地位というものは出てきているところでございます。ピックアップさせていただくと、労働者の生計費というのは、令和5年の消費者物価指数の地域差の指數を見てみると、全国で15番手、食料費については全国から見ると30番手になるのですが、福島県は光熱水道費が高くて、全国で6番手のところまで上がっています。ちなみに令和6年ですが、総合で23番手となっていて、全国的に見るとこの点は注意すべき点に当たるかと思っております。また、光熱水道で言うと6番手という点は、全体的に高い地位にあると思います。必要であれば手元にありますのでお配りすることも可能となっております。

賃金につきましては、令和4年の毎月勤労統計調査年報でとっているものでございますが14番手、通常の事業の支払能力で見ると、製造品の出荷額で見ると全国で22番手。年間の商品の販売額は20番手、一番大事なところは付加価値だと思いますが、一番右の表で純付加価値額22番

手、経済的な観点から見していくと、全国で中位くらい、20番手くらいではないかということが見て取れると思います。

まず、今までの説明では、全国で見た福島県の地位を御説明させていただきました。

6ページからでございますが、最低賃金決定の3要素で見た福島県の状況をお示ししたいと思い、6ページ以降はその資料となります。まずは労働者の生計費ということで、消費者物価指数を見てみたいと思います。尚、消費者物価指数については、2020年を100とした数値で出させていただいたものでございます。

8月8日の本審におきまして、使用者側の委員の方から御依頼がございましたが、前回の説明では本省からいただいたいない資料となります。今回、この資料では消費者物価指数の持家の帰属家賃を除く総合、年間購入頻度の回数の1ヶ月に1回程度購入する品目、また、頻繁に購入する品目、それから穀物などを含めた食物全般を示す食料費、生活費の基礎となる品目を含む基礎的支出の項目などを整理したものになります。まずこの表につきまして、どのように整理していったのかということを御説明させていただきたいと思います。前回の専門部会でもお伝えしましたが、本省の資料で1ヶ月に1回程度購入する品目、頻繁に購入する品目、基礎的品目について都道府県の資料は配布されておりませんでした。これはおそらく、本省で出しているものは本省独自で計算されたのだと思います。計算の仕方は我々もよく分からぬのですが、おそらく元の金額を出した上で計算して数字を出しているのではないかと思っています。我々も同じようなことをしたいのですが、個別の数字までは出せず、福島県については、政府統計e-Statから資料入手して集計したものでございます。

その中で参考資料1を見ていただきたいと思います。これは「2020年基準消費者物価指数作成関係資料」というものになります。まず、下のところに「年間購入の頻度階級」とございまして、5番目のところが1ヶ月に1回程度購入する品目、6番目のところが頻繁に購入する品目となっております。またその下に「基礎的・選択的支出項目の区分」とございまして1番が基礎的支出項目に区分される品目ということで整理されてお

ります。これは、例えば次のページを見ていただきたいのですが、この表の中での年間購入頻度、また基礎的・選択的支出項目については、一番上のところの右から3番目、4番目のところにその項目がございます。その下に数字が書かれているのですが、それぞれの品目で区分がされているものでございます。例えば、品目で「うるち米A」が年間購入頻度の階級は「3」となっていて、「3」というのは半年に1回程度購入される品目となっております。それとは別に基礎的・選択的支出項目については「1」となっていて、この場合、年間購入頻度については該当しないのですが、基礎的支出項目については該当するということになります。そのため、その項目についてはそれぞれの品目を薄い青色で表示させていただきました。もうひとつ、パンのところ、食パンについて見てみると、年間購入頻度が「6」、「6」というのは頻繁に購入する品目となります。先ほど申し上げた基礎的支出項目に該当しますので、こういうものは品目のところを紫色で整理しています。これを全ての品目を整理してみました。それが102ページ以下の資料となっております。その中で色がついていない品目については両方とも該当しないと見ていただければと思います。そのように整理したものを全部出してみて、そのうえで、先ほど申し上げたとおり、両方とも当てはまる場合、紫色の品目が多いものについては赤色、数字が中分類しかないため、中分類のところで全部指數を出しているのですが、中分類を見ただくと赤色で書いてあるところが、年間購入頻度が1か月また頻繁に購入する品目、かつ、基礎的な支出項目に該当するものを中分類で赤で示しております。106ページにいくと、中分類で酒類のところは青色にしております。これは、先ほど申し上げたとおり、年間購入頻度があまりなく、基礎的支出に該当するものなのですが、これは青色で示しております。もうひとつ種類ございまして、110ページですが、灰色で示したところで、ここは基礎的支出項目には該当しますが、ウエイトが低いもので、ウエイトが1%未満でございまして、1%未満まで入れてしまうと誤差程度の数字しかないと考えられますので、そこは削除しております。そういうものを整理したものが6ページの資料になります。6ページの表を見ただくと、分類を縦で示しておりまして、一番上の横

で示しているものは、どういう内容のものを数字で表したかということが書いてあります。そこで、まず今回出した数字については、消費者物価指数をCPIという言葉で表していますが、2024年の平均と前年度比、それからその消費者物価指数も2025年と2024年の1月から6月までの平均を出させていただきました。なぜかと言うと、2025年の1月から6月までが現在最新の数字になっており、それと昨年度を比較したいと思っていますので、1月から6月期で今年と前年を比較した数字を出させていただいています。なお、それぞれの数字はその期間の平均とさせていただいています。今回出させていただいた数字は、先ほど申し上げた区分に合わせて、赤色に網掛けしたところが総合及び複数品目の合計になっており、黄色の網掛けのところは個別品目の購入頻度で頻繁及び月1回程度、青の網掛けにしているところは基本的支出項目となります。次のところで数字を説明させていただきますと、大変恐縮なのですが、消費者物価指数は都市でしか出していなくて、福島だと福島市しかございません。福島市の消費者物価指数の比較をして見たところ、まず総合は2024年の108.4ポイント、前年比2.7ポイントとなっています。それと比較しまして、2025年度の1月から6月期と2024年度同期を比較した場合、総合では3.5ポイントとなっていて、2024年度の上がり方よりもちょっと高いかなと思われます。それよりも多いのは食料でございまして、先ほど申し上げた2025年の1月から6月期を前年同期と比較すると、7.4ポイント上がっているというのが現状でございます。その中で、上がり方で大きいものは、赤書きの囲みで囲っているところなのですが、穀物26.5ポイント、10ポイント以上超えているものは野菜・海藻が11.4ポイント、菓子類が10ポイント、ということになります。併せて、基礎的支出項目を見ると、これも上がっている項目が多いのですが、最終的に計算してみると4ポイント上がっています。さらに、もう少し細かく見ていくと、複数品目で重なっている部分がありますが、生鮮食料品、これは生鮮魚介と生鮮野菜と生鮮果物なのですが、先ほどと同じ期で8.3ポイント上がっています。エネルギー、これはガソリンが含まれるのですがエネルギーは6.6ポイント上がっているというの

が現状となっています。

皆様方も物価が上がっているということは御承知おきかと思いますが、これを見てみても、数字として、物価が上がっているということが数字として見て取れると思います。特に、食料の上がり方がかなり高いということになると、食料というのは、皆さん購入するものでございますので、そういうことを考えると、最低賃金近傍で働く方々の生活に直接影響があったのではないかということが想定されるということが、これで分かろうかと思っております。

次は7ページでございますが、きまって支給する給与の賃金の指数でございます。この指数も2020年を100とした指数でございますので、先ほどの消費者物価指数の基礎となる期間と同じものでございます。一番左側の令和6年の平均ですが、2025年は105ポイントになっています。前の資料と比較すると、2024年の消費者物価指数だと108.4ポイントになりますので、単純に言うと、全体の総合の消費者物価指数ときまって支給する給与の賃金数を比較すると3.4ポイントの差ということでございます。物価の方が高いという現状がこれでも見て取れると思います。また、今年に入っての給与の支給状況も資料としてございまして、令和7年の最新が5月なのですが、5月期までを記載させていただいている。大体、103ポイントから多くて105.5ポイントということになっておりまして、先ほどの、2025年1月から6月まで物価CPIを比較すると、頻度・頻繁十月1回で123.2ポイント、基礎的支出項目で114.6ポイントなので、10ポイント以上の差があるということはよく見ておかないといけないと思っているところでございます。

次が8ページでございますが、労働者の月間給与を載せさせていただいております。これはあくまでも参考の数字でございます。実際の給与をどれくらいもらっているかというのを福島県の令和7年4月分の毎月勤労統計調査の地方調査での示しているものでございます。この中で、パートタイム労働者の「うち所定内給与」というのが104,144円、その次のところピンクで表しているところですが、「所定内労働時間」85.9時間ということになっておりまして、これを割ると1,212円となりま

す。平均は1,212円なのですが、皆様御承知おきのとおり給与を多くもらっている人がいるため多い方に平均が寄っていくことになりますので、本来は中央値で見るのが通常なのですが、パートタイム労働者とございますので、おそらく、かなり多くの給与をもらっている方はそんなにいないだろうということが想定されます。そのため、平均値でもいいかと思っています。大体1,200円くらいの平均でもらっている方が多いということが、ここで想定されるかと思います。

今まで3要素の中の生計費と労働者の賃金について見てきましたが、次に通常の事業の支払能力ということで見させていただければと思います。9ページでございます。製造品出荷額と付加価値を出させていただいているものでございます。これは福島県のものでございますが、2021年は製造品の出荷額で見ると前年と比較して7.8%上がっています。併せて付加価値も13%上がっていますが、直近の2022年度は製造品の出荷額が6.2%と前年とあまり変わらないぐらいで上がっているのですが、付加価値が0.2%と大幅に下がっているという現状でございます。これは、参考のところに載せさせていただいておりますが、国内企業の物価指数というものがございまして、輸入の物価指数がかなり上がっているという現状でございます。国内の企業の物価指数も上がっているのですが、それよりも輸入の物価指数の上がり方が激しいということが分かります。39ポイント上がっているということはよく考えないといけないと思います。国内だと価格転嫁を進めることができ、我々もサポートするためには価格転嫁などの雰囲気を作っていく必要があると思っていますが、輸入になってくるとなると、どこまで力が及ぶかということは、我々としても疑問になるところがございます。なので、価格転嫁に対しては努力していかなければいけないという点がありますが、一方、企業側としても企業の体質改善等、輸入の物価に合わせて、耐えられるような体質改善が必要ではないかと率直に思った次第です。

併せまして、使用者側委員から御指摘いただきました、福島県の経済実勢を考えていただきたいという御指摘もいただいたところでございます。10ページ以下はそのような資料を載せさせていただいております。

今後の経済情勢を見ていかなければいけないということで載せさせていただいているのですが、福島県内の経済情勢を見ると、まず総括の判断としましては、これは東北の財務局の福島財務事務所で発表しているものでございますが、横ばいの状況にあるという現状でございます。また、金融経済概況につきましても横ばいの状況、県内景気は足踏みしている状況だということでございます。この中で、2025年度の業績見通しに関する企業の意識ということで、帝国データバンクに載っておりましたので簡単に取らせていただきますが、やはり今後の不安要素としては「トランプ大統領の関税引き上げ政策に伴う世界経済の減速に加え、家計の節約志向や借入金利の上昇の中で、実質賃金の増加と個人消費の拡大が国内景気の回復のカギとなる」という御指摘もいただいているところでございます。

さらに11ページでございます。福島県の短観、これは日銀の福島支店が出しているものですが、最新の6月調査によると、全産業で全国のポイントが15に対して福島県は2ポイント。製造業で全国7ポイントのところが福島県は0ということになっております。ご承知おきのとおり、短観は景気が良いか悪いかとなりますので、どちらかよくわからないという先行き不透明な状況になっているのではないかと考えるところでございます。

また、同じ短観の中の資料としてございます、売上高、経常利益の将来見込もございまして、売上高については2025年度計画でございますが、大体プラスになっております。一方、経常利益を見るとマイナスがございます。こういう点からすると、短期的な今年度の予想については経常利益がなかなか上がっていないことが、見て取れると思っています。ただ、下期になってくるとプラスが出てくるという現状でございますので、この辺も考慮しなければならないと思っています。

13ページでございます。先ほどの帝国データバンクでの御指摘もございましたが、懸念材料として米国との関税協議というものがございます。これはトランプ政権とのファクトシート公表されていてそれを載せさせていただいたのですが、その中で、日本からの輸入品の15%のベースライン関税を適用するということが明確に書いてあります。これをどのよ

うに判断するかということがございますが、その中で、福島県は大手の企業ではなく中小零細企業が多く、大手がその関税分をどのように下請けに對して展開していくかということがポイントになるのではないかと思っております。

14ページでございます。企業の倒産と新規の法人数を表したものでございます。これは帝国データバンクの資料でございますが、2025年の上半期ですが、全体としては倒産件数も負債総額も減少傾向でございます。大型倒産が少なかったことがあると思ってますが、目立つ倒産の要因として販売不況が43件と多数を占めていて、いわゆる不況型の倒産が目立っています。今までよく聞く倒産が、後継者がいないとか労働者がいないということだと思いますが、ここに来て不況型というところに注目が集まっている、将来的な不安要素があるのではないかと思っております。また、2024年度でございますが、全国の倒産件数も見てみました。9地域中8地域で前年度を上回る倒産件数になっているということございます。前年度よりも上回らなかったのは北海道だけで、この東北地域でも上回ったという現状でございます。東北地域で見てみると、秋田だけが前年より下がっていて、福島もそうですが、他の東北5県は上昇している、倒産件数が多かったという現状になっています。

また併せまして、新規の法人数も示させていただいております。全国としましては2年連続で増加したという現状でございます。特に、定年退職後のシニア層60歳以上の起業数が増えているということが要因にあるということが書かれていて、おそらくマイクロ法人みたいな投資法人のようなものが増えているのではないかと想像しております。一方で、福島県については、前年度から減少率が高かった県ということで7.7%減となっております。帝国データバンクだけかと思ったのですが、次の16ページにもあるのですが、東京商エリサーチも同様なことが書かれていました。最後のところなのですが、「新設法人率が最も低かったのは福島県の2.68%」ということで、ここにきて、新規の法人が少し減ってきているのではないかということが見て取れる、倒産が増えてきて、いわゆる他県からの直接投資が減っている状態がある、先行き不透明な状態がここにも表れ

ているのではないかと思っています。

17ページでございますが、簡単に説明したいと思います。これは、最低賃金の引上げを含め、物価上昇を安定的に上回る賃上げを実現したいと思っています。そのためには、日本国全体で1%程度の実質賃金上昇を定着させる必要があるということが閣議決定にも書かれておりますので、これは皆様も御理解いただければありがたいと思っています。

参考資料に色々ありますが、6ページでお示しさせていただいた消費者物価指数を、それぞれの中分類の5項目に全て記載させていただいているところでございます。2024年と2025年を全て掲載させていただいておりますので、御参考までに見ていただければありがたいと思っております。

事務局からの説明は以上でございます。ありがとうございました。

(部会長) 事務局から限られた時間の中で詳細な資料を御作成いただき、また、御報告いただいたところでございますが、ただいまの事務局の説明につきまして、質問等ございますか。

(塩澤委員) 短期間の間にこれだけの資料、この先の最低賃金の審議において、福島県の立ち位置や様々な3要素を含めてのデータをお示しいただき、ありがとうございます。

改めて数値化をしてみると、福島県の経済状況、過去からの変化など注視出来るかと思います。特に、6ページ等については労働者の生計費、昨年度の比較、CPIの2024年のところは、さらに前年比ということもありますから2023年のところから見ると、把握が出来る数値になっておりますので、我々労働側としても、これまでの主張に加えて、こういった視点も必要だと思っております。我々も整理させていただきたいと思います。

その中で、労働者の月間給与額というところ、先ほどパートタイム労働者のお話をいただきました。平均値で見させていただいている、平均値を所定内労働時間で割ると時間給が出てくるということですので、先ほどの1,212円という金額と、直近でのハローワークでの募集など、そこはアルバイトも入っていますから同じ金額までにはいっていない

い、それから地域での募集などの格差もあるように思いますから、そういうことも踏まえて我々は少し労働者の観点から整理させていただこうかと思います。

もうひとつ、分かりづらかった点がありまして、9ページなのですが、通常の事業の支払能力の観点で、輸入物価指数が高まっている、前年比で言うと40%近く上がっているというお話がありました。これは、海外から具材を購入したうえで国内の生産に使用しているのか、もしくは、国内での販売に使用するということが増えているという受け止めでいいのか、その部分の説明をお願いいたします。

(基準部長) ご質問ありがとうございます。こここの数字についてはまだ深く調べていないのですが、書いてあったのが、石油価格を含めた原材料費の高騰ということがございまして、2つ要因があると思います。

ひとつは、物が増えているというよりも、為替の影響も含めた海外での物価上昇が直接日本に影響しているのではないかというのがあるのではないかと思っています。特に2020年の為替の影響というのはかなり大きく、160円まで上昇しました。今は大体149円、150円台を行ったり来たりしていますが、10円近く違いますので、その影響は非常にあったのではないかと思います。それに加えて、ガソリン等が海外ではかなり物価が上がっておりますので、その影響で、輸入するものに対して、そのもの自体の価格も上がっているのではないかと思います。特に、先ほど申し上げた菓子類が10ポイント上がっています。その主要な要因はチョコレートだと聞いております。海外の力カオが入ってくることによって、かなり換金額が高かったということになりますので、おそらく、量と言うよりも為替も含めた価格上昇なのではないかと、私は今のところ思っております。

詳しく調べたわけではありませんが、何か分かりましたらお伝えしたいと思います。

(塩澤委員) ありがとうございました。

(部会長) 他に御質問等ありますでしょうか。説明を受けられたばかりということもありますので、感想・御意見含めて何かありましたらお願ひいたします

す。

(安達委員) 資料の説明ありがとうございました。よく理解できました。やはり物価の上昇が非常に顕著だということが、これを見てもわかりました。それから、支払能力も含めた全国的な位置付けも非常に参考になったと思います。

やはり使用者側としては経済の状況に关心がございますので、製造品の出荷額と付加価値で為替の影響もあって、出荷額自体はあまり変わらないでしょうけども、利益が少し減っているという状況、それから、倒産の件数も日銀の短観で全国的な状況判断の中で福島県がちょっと足腰が弱いのかなと言うことを改めて感じました。それから、倒産の件数、今年度についてはちょっと落ち着いているような状況ですが、資料を見ると昨年度の117件でプラス24という数字が非常に重いと思います。それから、東京商工リサーチの倒産の発生率という数字がありまして、これは2024年度ですが、このいただいた14ページの数字と同じだと思いますが、福島県の倒産発生率は全国で9番目で、一番多いのは岩手県、その次が山形県、青森県と東北が多くなっております。やはり原材料価格、エネルギー価格の上昇が響いて倒産になっているのかと思っているところでして、やはりこの辺も少し考えなければいけない、物価の上昇は非常に高い、一方で景気が良いわけではないと考えているので、その辺のバランス、それから全国的な福島県の立ち位置を資料を見て、改めて認識したところでございます。そのあたりで金額について考えていかなければならないと改めて思ったところでございます。

資料ありがとうございました。

(佐藤委員) 短期間でこれだけ詳細なデータをお作りいただきましてありがとうございました。福島県の経済の実勢、立ち位置等含めて、このデータである程度分かるわけですが、基本的には法律で定められた3要素を重視して、3要素もひとつだけ重視することなく公平に扱って、最終的な福島県の最低賃金を決めていいと思っております。

福島県企画調整部の方で、昨年の3月に「一目で分かる福島県の指標2024」というものを出して、全国の色々な項目についてランク別になっ

ているような資料も出ておりますので、そちらの方も参考にしながら、また、ある程度重視すべきだと思うのは、5年に一度見直すことになっている目安の在り方やランク付けの裏付けとなっている経済指標等の資料も参考にしながら、福島県の最低賃金について考えていきたいと思っております。以上です。

(部会長) ありがとうございました。他に御質問・御意見ありますでしょうか。公益側から何かございますか。

(なし)

(部会長) ここまで詳細な資料をまとめていただき、それに基づいて議論をするということはあまりなかったかと思います。私も御説明を拝見していて、福島県の生産性ですか、そういった観点での経済的な全国的な立ち位置がどのようなものなのかとか、その辺の情報が知れて有意義な御説明だったかと思います。

3 金額審議

(部会長) それでは、審議を進めたいと思いますが、審議に入る前に、労使それぞれの控室での打ち合わせを希望されますか。

(佐藤委員) それぞれ個別の打ち合わせでなく、労使で、御説明いただいた内容について労使協議の場を設けさせていただければと思います。

今後の審議の進め方についても含めて協議できればと思いますが、よろしいでしょうか。

(部会長) 労使協議の前に個別での打ち合わせは必要ですか。

(佐藤委員) 個別ではなくて、一緒で構わないと思います。

(部会長) 労働者側はそれでよろしいでしょうか。

《労働者側了承》

(部会長) わかりました。それでは、打ち合わせはなく労使協議に入っています。

その内容については、今後の審議のため、公益委員側も把握する必要があることから、労使協議終了後、再度、この会場にお集まりいただき、概要を御報告いただきたいと思います。この報告のため、労使協議の場に事務局1名を同席させ、労使協議終了後、事務局からその状況を説明いただ

けるようお願いしたいと思います。併せて労使の皆様においても御報告いただけるようお願いしたいと思います。

専門部会は一旦、休会といたします。

(室 長) 本日は、労使協議の会場としまして、隣の会議室を用意しておりますので、御案内いたします。

【労働者側・使用者側退室】

【労使協議】

【労働者側・使用者側入室】

(部会長) それでは、再開いたします。

労働者側、使用者側の皆様、歩み寄りのために、時間をかけて御協議いたしましたこと、感謝申し上げます。

では、御協議いただきました概要につきまして、事務局から報告してください。

(基準部長) 事務局から御報告差し上げます。

今回の議論については、説明させていただいた資料の中身について、それぞれの考え方について御議論いただきました。

内容は、最低賃金については3要素で決めていくということが大原則だということは認識しつつも、31位から現在36位にまで落ちてしまったということについては、労使共どもに忸怩たる思いがあるということが共通認識としていただいたところでございます。

その中で、労働者側の方から、特に穀類の上がり方がかなり大きく、これは労働者だけではなく、企業の福利厚生の中で、いわゆる食堂の中でお米を出したりしているが、穀類の価格が上がっている状況の中、実際には企業の利益も、穀類の上がり方によって、だいぶ変化もあるだろうという意見もございました。

また、使用者側の方から質問があましたが、下請企業がどこで物価高、関税も含めて吸収するのかという点があり、労働者側の方からも部品の値段がかなり上がっている、これは当然価格転嫁が重要になり、製造業では価格転嫁が進んでいるところもあるが、価格転嫁を行い、それが循環していく中で賃金も上がっていくことが重要になっていく、価格転

嫁については指導が入っている状況もあるので、企業もそれに従っている状況もあるという御指摘もいただいたところでございます。

一方で、価格転嫁が進んでいない事業場もございまして、例えば、製造業、建設業では価格転嫁が進んでいるが、トラックなどの運送業、ソフトのＩＴ、飲食業などは価格転嫁が進んでいないというところで、消費者側の意識改革も必要なのではないかという御指摘もいただいたところでございます。

これを踏まえて、労使共ども、事務局の方に御指摘いただいたのが、価格転嫁、政府の支援策について、事務局の方から説明をしてほしいという御指摘をいただいたところでございます。それがないと、今後の金額審議について、安心して協議が出来ないという御指摘をいただきました。これが労使の方々で意識が統一された点でございます。

これが今回の御報告でございます。

(部会長) ありがとうございました。

次に労働者側、追加等の御報告はありますか。

(塩澤委員) はい。追加というわけではありませんが、本日いただいた福島県の経済状況1ページに記載のとおり、基本方針の2025の内容で、法定3要素、これは県内における内容がかなり細かく本日提供いただきました。先ほど出たように穀物などの金額も把握できたというところです。

ただ、我々労働側もひとつの項目に絞るということではなく、しっかりと3要素をデータ化しながら見たうえでというところと、非常に労働側としても気に入っていることは、それから下の文章のところです。特に、助成金や交付金という項目が非常に文章に並んでいます。ただ、ざっくりとした内容なので、これが一体どういう状況になっていくのか、ここが明確化というか、分かりやすい状況でないと、これからさらに議論をしていく審議の金額を詰めていく上では、非常に重要なポイントではないかと、労働側としても思ったところなので、ここは事務局に要求させていただきました。

そういう観点を踏まえながら、我々としては今後、その内容プラス3要素を踏まえた上で、金額の提示をしていきたいと考えております。

(部会長) 次に使用者側、追加等の御報告はありますか。

(佐藤委員) 使用者側としては、部長からも、塩澤委員からも詳しく御説明いただきましたので特はないのですが、基本的には最賃法で定める3要素を中心にして、3要素をそれぞれ公平な観点から取り扱いまして、金額を決めていきたいと思っています。

今年度、今までにないような政府の方針として、「目安金額を上回った場合には、色々な形での支援策を講ずる」いうことが示されました。ただ、今までの資料を見る限りにおいては、なかなか具体的にどういったことが考えられているのか分かりませんので、また、最終的な金額を決めるうえで、この辺のところの詳しい説明を受けなければ決めることが出来ませんので、そのような機会を設けていただく必要性があると思いました。

また、価格転嫁の問題についても、毎年、毎年、改善はされて来ているのですが、業種によってもなかなか改善が進んでいないような業種もありますので、その辺のところについても、詳しく説明していただければと思っております。

(部会長) 本日、労使協議を実施していただき、今日は事務局から配布された資料を基に議論されたということで、さらに認識を深められたことと思います。ありがとうございました。公益側としましても、このお互いの認識をベースとして、結審に向けて審議を進めていきたいと考えております。

今ほど、労使の方から御指摘いただきましたとおり、政府の支援策が具体的にどのようなものなのか、価格転嫁の状況についても分からぬ中での議論はなかなか難しいという御指摘は理解できるところでございますので、事務局の方では、次回の専門部会では、そのような政府の支援策、価格転嫁について御説明いただけるということでよろしいでしょうか。

(室長) はい、承知いたしました。

(部会長) それでは、時間もないところでございますが、資料等の準備の手配をよろしくお願ひいたします。

4 その他

(部会長) それでは4その他になりますが、事務局からは何かございますか。

(室長) 次回の専門部会につきましては、以前お示ししております審議会・専門部会等審議日程（案）にあります8月26日火曜日に開催させていただきます。審議の進め方がありますので、開催時間については、メールで追つてお伝えいたしますので、御理解のほどよろしくお願ひいたします。

5 閉 会

(部会長) では、これにて本日の専門部会を閉会といたします。